

映像使用料金について

使用目的(媒体)	期間・回数	備考
放送 (地上波・BS・CS・CATV等)	1年	初回放送時から1年。 1年以内であれば、再放送の回数は問わない。
通信 (インターネット・モバイル等)	1年	ストリーミング配信等コピー不可の仕様にする。Webサイト・モバイルサイトは別扱いとする。 オンデマンド・You Tube・ニコニコ動画などの動画共有サービスは、サービス毎に別扱いとする。
パッケージ商品(DVD等)		同一商品であっても、セル・レンタルは別扱いとする。
劇場公開	70年	初公開日(関係者試写含む)から起算する。
展覧会等イベント内上映	会期期間中 (プレゼンを含む6ヶ月以内)	会場内での映像単体での撮影は不可とし、その旨を会場に掲示すること。なお、会場風景の一部に、本映像が映っている場合は、可とする。